

〈小規模多機能ホームいしい和泉サービス利用料金〉

(1) 介護保険給付対象サービス（1割負担で算出）

要介護度	同一居住者以外の 登録者に対して行う場合
要支援1（介護予防）	3,438円
要支援2（介護予防）	6,948円
要介護1	10,423円
要介護2	15,318円
要介護3	22,283円
要介護4	24,593円
要介護5	27,117円

その他の加算（上記にプラスされます）

初期加算（30日間）	30円/日 利用開始日より30日間
認知症加算Ⅰ	800円/月 要介護で認知症日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴの該当者
認知症加算Ⅱ	500円/月 要介護2で認知症日常生活自立度Ⅱの該当者
若年性認知症利用者受入加算(予防)	450円/月 要支援で若年性認知症の該当者
若年性認知症利用者受入加算	800円/月 要介護で若年性認知症の該当者
総合マネジメント体制強化加算	1000円/月

※介護予防の場合は、認知症加算は算定されません。

※自己負担が2割・3割負担の方は、上記金額の2倍・3倍となります。

※上記の合計金額に、介護職員処遇改善加算Ⅰとして10.2%が加わります。

※上記の合計金額に、介護職員特定処遇改善加算Ⅱとして1.2%が加わります。

※上記の合計金額に、介護職員等ベースアップ等支援加算として1.7%が加わります。

- ①要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金（10割）を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）
- ②途中で利用開始した場合は、契約を締結した日ではなく、実際にサービス（通い・訪問・宿泊）を開始した日からの日割りでの算定となります。
- ③途中で契約を解除した場合は、最終利用日ではなく、契約を解除した日までの日割りでの算定となります。
- ④介護保険による給付額に変更があった場合は、同様にご利用者の利用負担額を変更します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

項目	金額（1回）
食事代 朝食	400円
昼食（おやつ代含む）	650円
夕食	550円
宿泊費 一泊	2,000円
交通費	実施地域内（松山市）無料
おむつ代他	実費
レクリエーション代	材料代の実費

（令和4年10月改定）

短期利用居宅介護

小規模多機能ホームいしい和泉

短期利用居宅介護とは居宅介護支援事業所を変更せず、今まで受け持たれていた介護支援専門員様が居宅変更をせず、一定の条件のもと一時的に小規模多機能型居宅介護を利用することができます。

ご利用条件

- 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であること。
 - 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、利用者を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認める事。
 - 小規模多機能居宅介護事業所介護支援専門員が短期利用居宅介護を提供しても登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認める事。
- 短期利用居宅介護の開始に当たっては、**あらかじめ7日以内**（利用者の日常生活上介護を行う家族等の疾病等ややむを得ない事情がある場合は14日以内）の**利用期間**を定めるものとする。
- 短期利用居宅介護の利用に当たっては居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画書の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、該当小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(介護予防) 短期利用居宅介護費 (1日あたり)

	要支援1 (介護予防)	要支援2 (介護予防)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額	423円	529円	570円	638円	707円	774円	840円

※自己負担が2割の方は、上記額の倍になります。(3割の方は3倍になります。)

※上記の合計金額に、介護職員処遇改善加算Ⅰとして10.2%が加わります

※上記の合計金額に、特定介護職員処遇改善加算Ⅱとして1.2%が加わります

※上記の合計金額に、介護職員等ベースアップ等支援加算として1.7%が加わります

上記の基本報酬とは別に介護保険給付対象外のサービスが加わります。

- 食事代
朝食 400円
昼食 650円 (おやつ代含む)
夕食 550円
- 宿泊費 一泊 2,000円
- 交通費 送迎に関わる費用無料 実施地域内 (松山市内)
- おむつ代 実費
- レクリエーション代 材料代の実費